

令和元(2019)年度 国民健康保険税のご案内

◇国民健康保険の納税義務者◇

- ①国民健康保険(国保)の被保険者である世帯主(『普通世帯主』といいます)
- ②世帯主が国保の被保険者でない場合でも、世帯内に国保の被保険者がいるときの世帯主(『擬制世帯主』といいます)

◇国民健康保険税◇

◎国民健康保険税＝所得割額＋均等割額

◎所得割額～平成30(2018)年中の所得に応じて計算～

- ※医療分＝所得割基礎額×5.5%
- ※後期分＝所得割基礎額×2.0%
- ※介護分＝所得割基礎額×1.5%…介護分は該当者(40歳～64歳の被保険者)のみ。
・所得割基礎額とは、総所得金額及び山林所得金額の合計額から33万円を控除した金額です。
※青色事業専従者給与・事業専従者控除を適用します。
※雑損失の繰越控除は行いません。
※非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者)は、申請により給与所得を軽減対象期間は30/100として計算します。

◎均等割額～各世帯の被保険者数に応じて計算～

- ※医療分＝被保険者数×32,000円
- ※後期分＝被保険者数×12,000円
- ※介護分＝被保険者数×14,000円…介護分は該当者(40歳～64歳の被保険者)のみ

◎課税限度額

医療分 580,000円 後期分 190,000円 介護分 160,000円

◆月割課税～次の場合は、月割課税を行います～

- ◎納税義務の発生・消滅の場合
- ◎社会保険等への加入・離脱の場合
- ◎世帯員の転出入・出生・死亡の場合
- ◎年度の途中で40歳になる場合⇒40歳の誕生日が属する月(1日が誕生日の場合はその前月)から、介護分に医療分と支援分を合わせた保険税となります。
- ◎年度の途中で65歳になる場合⇒年度当初に、65歳になる月の前月(1日が誕生日の場合はその前々月)までの介護分に医療分と支援分を合わせた保険税となります。

◆均等割額の軽減

	均等割額	7割軽減後の均等割額	5割軽減後の均等割額	2割軽減後の均等割額
医療分	32,000円	9,600円	16,000円	25,600円
後期分	12,000円	3,600円	6,000円	9,600円
介護分	14,000円	4,200円	7,000円	11,200円
合計	58,000円	17,400円	29,000円	46,400円

◎軽減の対象となる世帯(下表参考)

被保険者数	7割軽減 該当所得	5割軽減 該当所得	2割軽減 該当所得
1人	330,000円以下	610,000円以下	840,000円以下
2人	〃	890,000円以下	1,350,000円以下
3人	〃	1,170,000円以下	1,860,000円以下
4人	〃	1,450,000円以下	2,370,000円以下
5人	〃	1,730,000円以下	2,880,000円以下

◆平成20年4月から、国保に加入する前期高齢者(65歳以上75歳未満)の国保税の特別徴収(年金からの天引き)が始まりました。

特別徴収の対象者は、世帯内の国保被保険者全員が前期高齢者(65歳以上75歳未満)の世帯の普通世帯主(擬制世帯主は除きます。)で、次の1、2をともに満たす方です。

1. 年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限り)を受給していること。
2. 国民健康保険税と介護保険料との合算額が、特別徴収の対象となる年金(複数の年金を受給している場合はいずれか1種類、老齢基礎年金が最優先されます。)の額の2分の1を超えていないこと。

◆災害で被害を受けた場合、その被害の程度に応じて国民健康保険税が減免になる場合があります。詳しくは国保年金課賦課係までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

課税について 国保年金課賦課係 0287-23-1120
納付・相談について 収納対策課徴収対策係 0287-23-8703